

事業評価書（事後）

平成21年8月

| | | |
|-----------|---------------|--|
| 評価対象（事業名） | がん対策情報センター | |
| 主管部局・課室 | 健康局総務課がん対策推進室 | |
| 関係部局・課室 | 医政局政策医療課 | |
| 関連する政策体系 | | |
| 基本目標 | I | 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること |
| 施策目標 | 4 | 国が政策医療として担うべき医療（政策医療）を推進すること |
| 施策目標 | 4-1 | 政策医療を向上・均てん化させること |
| 個別目標 | 2 | 政策医療の均てん化を図ること（独立行政法人国立病院機構で実施する政策医療の均てん化に関する評価については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。） |

1. 現状・問題分析

事前評価実施時における現状・問題分析（平成17年度）

①現状分析

がんは日本人の第一位の死亡原因であり、国民の健康にとって重大な脅威であることから、あらゆる可能な施策を総合的に活用し、最も効果的で効率的な対策の実施が求められている。

②問題点

がんの診断・治療に関する情報の格差が、医療施設間、地域間で存在することが問題となっている。また、国民・患者は、がん医療の進歩に期待しつつも、実際に享受できる医療サービスには満足していない現状があり、この現状の改善や不安の解消を強く求めている。

③問題分析

現状では、がん登録の整備がなされている医療機関は少ないため、全国レベルで比較可能な治療成績のデータは十分に得られていない。このため、医療関係者にとっても、自施設の診療レベルの正確な評価ができておらず、一般国民に対しても医療機関の選択に資する正確な情報を提供できる現状にはない。したがって、がん診療に関する情報の収集・提供体制の整備をすることによって、がん医療水準均てん化を推進することが必要である。

④事業の必要性

がん医療水準均てん化の推進のためには、様々ながん対策に関連する情報の収集、分析、発信等を担う情報基盤の整備が必要である。そのため、国立がんセンター、地域がん診療連携拠点病院等により、がん対策に係る「がん情報提供ネットワーク」を構築する。がん対策情報センターは、その中核的組織としての役割を担う。

事後評価実施時（現在）における現状・問題分析

①現状分析

がんは日本人の第一位の死亡原因であり、国民の健康にとって重大な脅威であることから、あらゆる可能な施策を総合的に活用し、最も効果的で効率的な対策の実施が求められている。このような状況の中、がん対策推進基本計画（平成19年6月閣議決定）において、がん医療に関する相談支援及び情報提供のための中核的組織としてがん対策情報センターを位置づけ、様々ながん対策に関連する情報の効果的・効率的な収集、分析、発信等を行っているところ。

②問題点

がんの診断・治療に関する情報の格差が、医療施設間、地域間で存在することが問題となっている。また、国民・患者は、がん医療の進歩に期待しつつも、実際に享受できる医療サービスには満足していない現状があり、この現状の改善や不安の解消を強く求めている。

③問題分析

現状では、がん登録の整備がなされている医療機関は少ないため、全国レベルで比較可能な治療成績のデータは十分に得られていない。このため、医療関係者にとっても、自施設の診療レベルの正確な評価ができておらず、一般国民に対しても医療機関の選択に資する正確な情報を提供できる現状にはない。したがって、がん診療に関する情報の収集・提供体制の整備をすることによって、がん医療水準均てん化を推進することが必要である。

④事業の必要性

がん医療水準均てん化の推進のためには、様々ながん対策に関連する情報の収集、分析、発信等を担う情報基盤の整備が必要である。そのため、国立がんセンター、地域がん診療連携拠点病院等により、がん対策に係る「がん情報提供ネットワーク」を構築する。がん対策情報センターは、その中核的組織としての役割を担う。

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
その他（ ）

(2) 事業の内容（概要）

がん医療水準均てん化の推進に資するため、国立がんセンターにがん対策情報センターを設置し、国民・患者に対する最新情報の提供、がん診療施設に対する診療支援、医療従事者に対する研修、臨床研究・治験の基盤整備等の研究支援などを行うとともに、がん死亡率、罹患率、生存率をはじめとするがん対策の企画立案に必要な基礎データの蓄積など、がん対策に関連する様々な情報の収集、分析、発信等を行う。

(3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他（ ）

| 予算額（単位：百万円） | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 1,391 | 1,581 | 1,655 | 1,745 | 2,082 |

※「H22」については予算概算要求額

3. 事前評価実施時における目標・政策効果が発現する時期

事業の目標

中高年における年齢調整がん死亡率（人口10万対）の低減

（説明）第3次対がん10か年総合戦略において「がんの罹患率と死亡率の激減」が目標とされていることによる。

ただし、当該事業を含むがん対策全体の評価指標となるものである。

（モニタリングの方法）

人口動態統計により、全国の年齢調整がん死亡率を地域別にモニタリングする。

政策効果が発現する時期 | 平成27年度に評価

4. 評価指標等

アウトカム指標

（達成水準／達成時期）

※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）

(整理番号8)

| | | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|---|--|---------------|---------------|-----------------|-----------------|--------------|
| 1 | 75歳未満年齢調整がん死亡率の20%減少(平成17年度死亡率を基準とする) / 平成27年度 | 94.9 【 -%】 | 92.4 【 -%】 | 90.0 【12.0%】 | 88.5 【19.5%】 | 未集計 【 -%】 |
| (調査名・資料出所、備考) 人口動態統計によりがん対策情報センターにおいて算出(H20のデータについては未集計) | | | | | | |
| 参考統計 | | | | | | |
| | | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
| 1 | ホームページアクセス件数 | - | - | 7,525,474 | 16,855,291 | 21,837,216 |
| 2 | 研修受講者数 | - | - | 282 | 1,913 | 5,030 |
| (調査名・資料出所、備考) がん対策情報センター調べ(平成18年10月設置後の実績を計上) | | | | | | |

5. 事前評価の概要

| 必要性の評価 |
|--|
| <p>●行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)・・・有 (理由)がん医療については、医療提供者(医療施設等)と患者との間に大きな情報格差が存在しており、患者保護のために、公的な機関により、公平・公正で、正確かつ適切な情報を提供する必要がある。また、がん罹患率や地域格差などのデータは、民間にとっては収集するインセンティブが働きにくいのが現状である。 加えて、がん医療に関する情報の収集・分析・提供のためには、がん医療におけるナショナルセンターである国立がんセンターの既存の機能(診療、研究、研修等)及びそれに基づく知識・技術の蓄積を活用することが効率的・効果的である。 また、抗がん剤開発は不採算であること、がん医療には集学的治療が必要であることから、がん治療の進歩には公的研究・公的支援が不可欠である。 よって、全国レベルの医療機関ネットワークと研究組織間の有機的な連携・役割分担とその司令塔となる機構を行政が関与し構築することが必要である。</p> |
| <p>●国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)・・・有 (理由)がんは日本人の第一位の死亡原因であり、国民の健康にとって重大な脅威となっている。したがって、あらゆる可能な施策を総合的に活用し、最も効果的で効率的な対策の実施が求められている。 「がん医療水準均てん化の推進に関する検討会」報告書(平成17年4月)では、がん医療水準の都道府県間格差が指摘されている。全国どこでも最適ながん医療が受けられるよう、都道府県間のがん医療格差の解消を図るためには、全国的な情報基盤の整備が不可欠である。 「がん対策推進アクションプラン2005」においては、情報提供ネットワークを構築するためには、がん医療に関する情報の収集・分析を国が担い、当該情報の提供は地方・民間の各拠点病院を通じて行うこととしているところであり、国と地方の役割分担を明確にしている。 また、がん医療に関する情報の収集・分析・発信等のためには、国立がんセンターの既存の機能(診療、研究、研修等)及びそれに基づく知識・技術の蓄積を活用することが効率的・効果的である。</p> |
| <p>●民営化や外部委託の可否・・・否 (理由)対策の本質である情報の収集(創出も含む)、分析については国立がんセンターの既存の機能(診療、研究、研修等)及びそれに基づく知識・技術の蓄積を活用することが効率的・効果的であることから、民営化や外部委託は適当ではない。</p> |
| <p>●緊要性の有無・・・有 (理由)がんは日本人の第一位の死亡原因であり、その対策の充実強化は、緊急の課題である。 また、「がん医療水準均てん化の推進に関する検討会」報告書(平成17年4月)で</p> |

は、がん医療水準の都道府県間格差が指摘されている。全国どこでも最適ながん医療が受けられるよう、都道府県間のがん医療格差の解消を図るためには、早急に全国的な情報基盤の整備を行うことが不可欠であるとされている。

有効性の評価

●政策効果が発現する経路

がん専門医等の育成や診療支援のみならず、がん対策情報センターから発信されるがん情報は、がん情報提供ネットワークを経て、がん診療連携拠点病院等の医療機関や患者へ提供されるとともに、ホームページ等を通じて、医療関係者や患者・国民へ直接提供され、がん医療水準の均てん化に寄与するとともに、国民・患者のがん医療に対する不安を解消し、満足度の向上につながると考えられる。

●これまで達成された効果、今後見込まれる効果

(今後見込まれる効果)

がん診療連携拠点病院と連携しつつ、がん専門医等がん医療専門スタッフの育成、放射線画像・病理診断の支援、標準治療の普及、臨床試験・治験の推進等を図ることにより、がん医療水準均てん化の推進につながる。また、がんに関する、正確かつ適切な情報の提供を医療関係者、患者向けに行うとともに、がん診療連携拠点病院に設置される相談支援センターと連携して、これらの情報が個別患者に提供されることによって、患者及びその家族の不安や疑問に適切に対応できる。

●政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項

政策の有効性、特に、がん死亡率の低減の評価に当たっては、がん対策情報センターのみでなく、第3次対がん10か年総合戦略、「がん対策推進アクションプラン2005」を含めた総合的な評価を行う必要がある。

効率性の評価

●手段の適正性

国立がんセンターは、がん対策の中核機関として、診療、研究、研修の中心的役割を担っており、臨床試験の実施体制、診療ガイドライン、海外の最新医療情報等の知識・技術の蓄積があるとともに、種々のがん領域の診断専門家や、教育研修用に活用可能な資源(放射線画像、病理組織等)が揃っている。これらを有効に活用することが効率的・効果的である。

また、個々の患者の個別具体的な相談に対しては、地域の実情等を熟知するがん診療連携拠点病院の相談支援センターを窓口にして情報提供を行うことが適切である。

がん医療水準の均てん化を推進し、国民・患者のがん医療に対する満足度を向上させるためには、このようながん情報提供ネットワークが最も効率的・効果的である。

●費用と効果の関係に関する評価

がん対策情報センターと、がん診療連携拠点病院の相談支援センターとによるがん情報提供ネットワークの運用により、診療連携の円滑化等が進み、重複診療や治療中断等の減少や、医療リソースの効率的使用が促進され、ひいては医療費の適正化につながる。

6. 事後評価の内容

(1) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)

がん専門医等の育成や診療支援のみならず、がん対策情報センターから発信されるがん情報は、がん情報提供ネットワークを経て、がん診療連携拠点病院等の医療機関や患者へ提供されるとともに、ホームページ等を通じて、医療関係者や患者・国民へ直接提供され、がん医療水準の均てん化に寄与するとともに、国民・患者のがん医療に対する不安を解消し、満足度の向上につながると考えられる。

有効性の評価

都道府県及びがん診療連携拠点病院と連携しつつ、がん専門医等がん医療専門スタッフの育成、放射線画像・病理診断の支援、標準治療の普及、臨床試験・治験の推進等を図ることにより、がん医療水準均てん化の推進につながっている。

また、がんに関する正確かつ適切な情報の提供を医療関係者、患者向けに行うとともに、がん診療連携拠点病院等に設置される相談支援センターと連携して、これらの情報

が個別患者に提供されることによって、患者及びその家族の不安や疑問に適切に対応しており、がん医療の均てん化に有効であった。

事後評価において特に留意が必要な事項

政策の有効性、特に、がん死亡率の低減の評価に当たっては、がん対策情報センターのみでなく、がん対策推進基本計画（平成19年6月閣議決定）の進捗状況を踏まえた評価を行う必要がある。

(2) 効率性の評価

効率性の評価

●手段の適正性

国立がんセンターは、がん対策の中核機関として、診療、研究、研修の中心的役割を担っており、臨床試験の実施体制、診療ガイドライン、海外の最新医療情報等の知識・技術の蓄積があるとともに、種々のがん領域の診断専門家や、教育研修用に活用可能な資源（放射線画像、病理組織等）が揃っている。これらを有効に活用することは効率的・効果的であった。

また、個々の患者の個別具体的な相談に対しては、地域の実情等を熟知するがん診療連携拠点病院の相談支援センターを窓口にすることにより、適切な情報提供を行うことができた。

がん医療水準の均てん化を推進し、国民・患者のがん医療に対する満足度を向上させるためには、このようながん情報提供ネットワークは効果的・効率的であった。

●費用と効果の関係に関する評価

がん対策情報センターと、がん診療連携拠点病院の相談支援センターとによるがん情報提供ネットワークの運用により、診療連携の円滑化等が進み、重複診療や治療中断等の減少や、医療リソースの効率的使用が促進され、ひいては医療費の適正化につながったと考えられる。

事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

(3) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

特になし

(4) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。
また、がん対策推進基本計画（平成19年6月閣議決定）の進捗状況を踏まえた評価を行い、必要に応じて同計画の見直し等を行うこととしている。

7. 特記事項

①国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む。）の該当

(1) 有・無

(2) 具体的記載

がん対策基本法案に対する附帯決議（平成一八年六月一五日参議院厚生労働委員会）-抜粋-

がんが日本人の死亡原因の三十一パーセントに上り、年間三十万人以上もの患者が命を失っている現状にかんがみ、国を挙げて「がんとの闘い」に取り組むとの意志を明確にするとともに、がん対策基本法の制定をもって、我が国のがん医療を改善する契機とするため、政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

四、がん医療に関する情報提供については、がん患者が医療機関を選択する際に

役立つよう、各がん専門医療機関の専門分野、専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の数や設備の状況などの医療機能情報が、患者の視点に立って適切に提供される体制を整えること。

②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当
(※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。)

- (1) 有・無
(2) 具体的内容

●がん対策推進基本計画（平成19年6月閣議決定）-抜粋-

がん医療に関する相談支援及び情報提供

(現状)

がん対策情報センターにおいては、様々ながん対策に関連する情報の効果的・効率的な収集、分析、発信等に不可欠な中核的組織として、相談支援センターとの「情報提供ネットワーク」により、情報提供体制の整備に努めている。また、相談支援センターにおける相談を支援するためのがん医療に関する一般的な情報を提供するとともに、相談支援センターの相談員に対する研修を行っている。

がん対策情報センターにおいては、国及び都道府県が実施するがん対策に関する国民の理解を促進するため、各都道府県と協力し、がん情報サービス向上に向けた地域懇話会（以下「地域懇話会」という。）を開催している。

(取り組むべき施策)

国民が、がんをより身近なものとして捉えるとともに、がん患者となった場合でも適切に対処することができるようにする必要がある。

また、進行・再発がん患者に対する誤解を払拭することも重要である。

このため、がん対策情報センターにおいて、がんに関する正しい情報の提供を一層強化するとともに、引き続き地域懇話会を開催する。加えて、地方公共団体や企業等とも協力しつつ、がん年齢に達する前の早い段階からがんに関する知識を国民が得られるようにすることに努める。

また、拠点病院においては、がん患者及びその家族に支援を行っているボランティア等の受け入れを行うとともに、国民に対して緩和ケアをはじめとするがん医療を身近なものとして感じてもらえるように努める。

がんに関する情報は、がん患者の立場に立って、様々な手段を通じて提供される必要がある。

このため、がん対策情報センター「がん情報サービス」の内容を充実するとともに、相談支援センターにおける電話やファックス、面接による相談等を着実に実施していく。

また、インターネットの利用の有無に関わらず、得られる情報に差が生じないようにする必要があることから、がんに関する情報を掲載したパンフレットやがん患者が必要な情報を取りまとめた患者必携を作成し、拠点病院等がん診療を行っている医療機関に提供していく。

がん対策情報センターにおいて、引き続き相談支援センターの相談員に対して研修を行う。

相談支援センターには相談員が専任で配置されているが、がん患者の生活には療養上様々な困難が生じることから、適切な指導助言を行うため、相談員を複数人以上専任で配置すること等が望まれる。

その際には、相談支援に関し十分な経験を有する看護師等の医療従事者や患者団体等との連携について検討する。

また、がん患者本人はもとより家族に対する心のケア（精神的支援）が行われる相談支援体制を構築していく。

がん患者や家族等が、心の悩みや体験等を語り合うことにより、不安が解消された、安心感につながったという例もあることから、こうした場を自主的に提供している活動を促進していくための検討を行う。

がん対策情報センターにおいては、拠点病院等との連携強化など、情報収集が円滑に実施できる体制整備を推進する。

その上で、がんに関する一般的な情報のほか、拠点病院における手術件数や放射線治療件数等については、総合的に提供していく。

一方で、今般の医療制度改革を踏まえ創設した医療機能情報の提供制度におい

ては、がんに関する事項を含め、各都道府県における医療機能情報をわかりやすく提供していく。

がん対策情報センターについては、専門家及びがん患者の意見を聞きつつ、企画立案、医療情報提供、がんサーベイランス、臨床試験支援、診療支援、研究企画の業務を実施し、その機能を更に充実させることが望まれる。

生存率等の情報を積極的に公開していくことは重要である。ただし、がん患者及びその家族の心理面等に配慮し、がんに関する情報提供の在り方を工夫していくことが望まれる。また、必要に応じて、抗がん剤に関する安全性情報の提供等を行っていく。

「いわゆる健康食品」については、正しい知識の普及、健康被害の未然防止や拡大防止のため、科学的根拠のある情報を継続的に収集・蓄積などし、幅広く情報提供していく。

(個別目標)

原則として全国すべての2次医療圏において、3年以内に、相談支援センターを概ね1箇所程度整備するとともに、すべての相談支援センターにおいて、5年以内に、がん対策情報センターによる研修を修了した相談員を配置することを目標とする。

また、がんに関する情報を掲載したパンフレットの種類を増加させるとともに、当該パンフレットを配布する医療機関等の数を増加させることを目標とする。

加えて、当該パンフレットや、がんの種類による特性等も踏まえた患者必携等に含まれる情報をすべてのがん患者及びその家族が入手できるようにすることを目標とする。

さらに、拠点病院における診療実績、専門的にがん診療を行う医師及び臨床試験の実施状況に関する情報等を更に充実させることを目標とする。

③審議会の指摘

- (1) 有・無
- (2) 具体的内容

④研究会の有無

- (1) 有・無
- (2) 研究会において具体的に指摘された主な内容

⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

- (1) 有・無
- (2) 具体的状況

⑥会計検査院による指摘

- (1) 有・無
- (2) 具体的内容

⑦その他

特になし